

九州産業大学（含む造形短期大学部）学生表彰規程

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学学則第61条、九州産業大学大学院学則第34条及び九州産業大学造形短期大学部学則第52条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 学業において優秀な成績を収めた者又は団体
- (2) 課外活動において顕著な成績を収めた者又は団体
- (3) 各種社会活動において活動実績が認められ、他の学生の範となった者又は団体
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為又は他の学生の範となったと認められる者又は団体

（表彰の種類及び基準）

第3条 前条第1項各号の表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中村治四郎賞（創設者賞）
- (2) 理事長賞
- (3) 学長賞

2 前項の表彰の基準は、別表第1のとおりとする。

（表彰の手続）

第4条 学生が第2条第1項各号のいずれかに該当すると思われる場合は、大学においては学部長、研究科長及びサークル部長、短期大学部においては学科主任が、随時、推薦書にその理由を付し、九州産業大学学長又は造形短期大学部学長（以下「学長」という。）へ推薦することができる。

（表彰の決定）

第5条 学長は、前条の推薦書を受理したときは、次の各号の審議を経て表彰を決定する。

- (1) 学部学生：学部長会議
- (2) 大学院生：研究科長会議
- (3) 短期大学部学生：教授会

2 学長は、第3条第1項第1号及び第2号の表彰の決定においては、事前に理事長と協議しなければならない。

（表彰者）

第6条 第3条の規定に掲げる各賞の表彰者は次のとおりとする。

- (1) 中村治四郎賞（創設者賞）及び理事長賞

- 理事長
(2) 学長賞
学長

(表彰の方法)

- 第7条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。
2 前項の表彰状に添えて副賞を贈呈することができる。
3 前項の副賞は別表第2のとおりとする。

(表彰の時期)

- 第8条 表彰は、表彰が決定した都度、速やかに行う。
2 前項にかかわらず、表彰の内容により学位授与式の日に表彰を行うことができる。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、学長が行う。
2 前項の決定にあたっては、大学は協議会及び大学院協議会、短期大学部は教授会の意見を聴取した上で行う。

(事務)

- 第10条 学生の表彰に関する事務は、学生課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学表彰に関する取扱要領は廃止する。

別表第 1

| 区分（規程第 2 条） | | 表彰の対象となる者・団体 | | | |
|------------------|-------|---|---|---|---|
| | | 第 1 号 | 第 2 号 | 第 3 号 | 第 4 号 |
| 賞 | 表彰の内容 | 学業において優秀な成績を収めた者又は団体 | 課外活動において顕著な成績を収めた者又は団体 | 各種社会活動において活動実績が認められ、他の学生の範となった者又は団体 | その他前各号と同等以上の表彰に値する行為又は他の学生の範となったと認められる者又は団体 |
| | 表彰者 | | | | |
| 中村治四郎賞 （創設者賞） | 理事長 | 国際的規模の学会、コンクール等において入賞した者又は団体 | 国際的規模の競技会、展覧会又はコンクール等において入賞した者又は団体 | — | — |
| 理事長賞 | | 全国的規模の学会、コンクール等において入賞した者又は団体 | 全国的規模の競技会、展覧会又はコンクール等において入賞した者又は団体 | ・ボランティア活動等により、行政機関や公共団体等から表彰を受けるなど、社会的に特に高い評価を得た者又は団体 ・逮捕協力、人命救助、犯罪防止等、公的機関において表彰（感謝状含む）された者又は団体 | — |
| 学長賞 | 学長 | <ul style="list-style-type: none"> ・学部学科毎に、最も優秀な成績をもって卒業する者 ・学業成績において、単年度に特に顕著な成果をあげた者 ・努力をもって難易度の高い資格試験に合格した者 ・九州又は県の規模の学会、コンクール等において入賞した者又は団体 ・行政機関や公共団体等から高い評価を受けた者又は団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会、展覧会又はコンクール等において入賞した者又は団体 ・学友会五者執行部委員長等で、学友会活動の発展に努めた者 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会に貢献奉仕し、本学の名誉を高めた者又は団体 ・他の模範となる善行により、市民、団体等から感謝の意が寄せられた者又は団体 | 上記の功労があった者 |

別表第 2

| 賞 | 副賞 （個人又は団体に対し、次の副賞を添える。） |
|--------------|-----------------------------|
| 中村治四郎賞（創設者賞） | 100,000円相当 |
| 理事長賞 | 50,000円相当 |
| 学長賞 | 30,000円相当 |